

資料3	令和8年2月3日
	第4期第9回豊島区子どもの権利委員会

ふくろう相談室
〜としま子どもの権利相談室〜

令和6年度活動報告書



ふくろう相談室キャラクター マモろう

令和7年8月

目 次

はじめに

子どもの権利擁護委員からメッセージ	1
-------------------------	---

I 豊島区子どもの権利擁護委員の概要

1. 豊島区子どもの権利に関する条例	5
2. 豊島区子どもの権利擁護委員	6
3. ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)	7

II 令和 6 年度活動状況

1. 相談活動状況	13
2. 対応事例	17

III 相談室活動報告会

1. 令和 5 年度活動報告会	23
-----------------------	----

IV 普及啓発活動

1. としま子どもの権利相談室愛称募集	27
2. 広報物	27
3. 子どもの権利に関する学習プログラム	32
4. 展示	33
5. としま出前講座	33
6. 研修、講演会などを通じた普及啓発	34
7. 他自治体からの視察受入	35
8. 会議、シンポジウム等への出席	35
9. その他のイベントへの出展	35

V 参考資料

豊島区子どもの権利に関する条例	37
豊島区子どもの権利に関する条例施行規則	48

中高生センター『ジャンプ』定期訪問での、ある日の一コマ

「相談が無い時には、受付前で雑談をしたり、歌を歌ったりして、どう見ても弁護士には見えません」。東京都のウェブサイトにも、私が続けている豊島区中高生センター「ジャンプ」定期訪問についての資料が掲載されています(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/23toshima>)。その中で、上のようにならされているのを見つけた私は、思わず苦笑いしました。ですが、その資料には続けて、こんな説明を添えてくれていました。

「そんな先生だから、中学生高校生からの相談には、上から目線の助言ではなく、一緒に考え、一緒に解決しようとする姿勢で臨むため、中高生からの信頼が厚く、頼りがいがあります。身近に法律のプロがいて、自分の味方になってくれる、『困った時の山下先生』という存在は子どもたちにとって、とても安心できることだと思います。」

私は2013年からこのジャンプに定期訪問し、虐待からの保護・自立支援、いじめ・刑事事件・性に関するトラブル等、様々な相談に対応してきました。「ジャンプを通して権利擁護委員に繋がらなかったら、一体この子は今頃どうなっていたのだろうか」と感じるような深刻なケースにも多く出会います。そのようなケースへの支援を通して、自分の人権が守られることの意味を子どもたち自身が実感できるようにと願っています。

他方で、子どもの権利は、深刻な場面だけでなく、何気ない日常生活の中でも大切です。

ある日、ジャンプで高校生たちがかき氷器を手回しして、ふわふわのかき氷を作っていました。私が「おいしそうですね」と声がけをしたところで驚いたのは、シロップは子どもたちが自分でかけられず、スタッフがかけるルールになっていたことでした。

私が若いスタッフの方に「どうして自分でシロップをかけてはダメなんですか？ひょっとして、以前にひどいかけ方をした子がいて問題になったことがあった、とかですか？」と尋ねると、「そうですね」との答え。私が「それはその子の問題であって、その子のせいでも他の子どもたち全員に制限が及ぼされるのは、ちょっと違うんじゃないでしょうか」とやんわり指摘していたところ、背後から所長がニコニコ笑いながらやってきて、スタッフの方にこう言いました。

「実は私もだいぶ前に、山下さんに怒られたことがあるんですよ。新しく買った高い卓球ラケットを中学1年生は数ヶ月間利用禁止にしたことがあったんです。それはある中1の子が乱暴に扱ってラケットをすぐに壊してしまったからだったんですけど、山下さんに『その子が壊したからといって、同じ中1だからという理由で他の子どもたちが連帯責任みたいに制限されるのはおかしいのでは』と言われたんですよ。」

所長に言われるまで私はそのエピソードと自分の発言をすっかり忘れていたのですが、自分が伝えたいことはいつも同じで変わらないのだなと改めて気付くとともに、子どもたちとその周りの大人たちには、こうした日常の出来事を通して人権感覚やルール・きまりの意義に気付いてほしいと、冷たくおいしいかき氷を味わいながら思ったのでした。

これからも、子どもたち一人ひとりが尊重される素敵な街だと日々の暮らしの中で実感できるように、区民の皆さんや関係機関と共に尽力していきたいと思っています。

豊島区子どもの権利擁護委員 代表 山下 敏雅



この1年を振り返って

令和6年4月から今年3月までを振り返ると、令和5年9月の相談室開設から相談対応に追われ続けてきた半年間と比較し、新規相談の頻度が少し落ち着き、相談対応件数が増えるにつれ相談機関側にも経験が積み重なったことで、すこしゆとりを感じられた1年だったと思う。

ただ、この1年も、相談内容は実に多種多様。一つも同じ相談はなかったが、様々な価値観が社会で認められるようになった影響が子どもの生活にも波及し、子ども自身が、様々な価値の中で、自らが正しいと判断するものを選ばなくてはならない状況に置かれていると感じた。

無論、様々な価値から自分である特定の価値を選択できることは、子どもの決定が尊重されるうえで不可欠なことである。まさに子どもの権利保障として当然のことである。

しかし他方で、子どもの成長速度も様々で、子どもたち全員に等しく決定する機会を単に付与することが、全員の子どもの最善の利益に合致せず、子どもの自己決定を阻害する可能性もあるように感じる。加えて、IT技術の発展の恩恵で、社会生活内での決定スピードは一段と加速し、その加速についていけない子どもの自己決定が、時間的な理由により制限されていかないと疑問を感じるようになった。

特に、子どものトラブルは、子ども同士のコミュニケーションを通じて生じるが、子どものコミュニケーションツールがIT技術により昼夜、場所を問わず行われることで、子どもはトラブルからうまく離れて生活することもできなくなっているようにも感じた。

その意味で、子どもは、我々よりも実に生きづらい世の中に生活をしている。価値観の多様化は、子どもたちがとるべき価値の判断権を付与することにつながったが、経験に乏しい子どもたちの社会では、かような判断は常に容易であるとはいえず、最終的には結果というわかりやすい事象をもって判断することに流れやすいように感じる。つまり、成功した・失敗したということに判断の基礎を置きがちになっていないかと感じる。

しかし、真実、価値観が多様化した社会においては、失敗にも価値があるものとして認められなければならないはずだが、それが成長途中で、様々な経験を積んでいく過程にある子どもにとっては、それを理解するよりも、まずは目の前の失敗を回避する判断に固執しがちになるのではないかと感じる。大人でも、失敗してはダメだと考え、ストレスを感じる人が多いのであるから、子どもであればなおさらそうであろう。

であるからこそ、豊島区子どもの権利条例前文にある「あなたのことは、あなたが選んで決めることができます 失敗しても、やり直せます」という一文は、現代の多種多様な価値観が認められる社会における子どもにとって、とても大切な意味を持つのではないかと感じた。

失敗しやり直すことができる権利(自由)は、子どもが、失敗を恐れず、また、失敗してもやり直せるとの考えを持つ自由を認める中で、子どもが多種多様な価値観を肯定的に受け止めることにつながり、社会の多様性を形成することにも密接に関係する権利と実感した。

令和6年度の活動を振り返った場合「失敗してもいいんだよ。」ということが一番自分にじっくりくるフレーズであったと思う。次年度はまた違うことを感じる活動にしてみたい。

豊島区子どもの権利擁護委員 佐賀 豪



メッセージ～子どもの権利擁護委員として考えること～

2024年4月1日から、豊島区子どもの権利擁護委員を務めさせていただき、1年余りが過ぎました。

2006年に制定された「豊島区子どもの権利に関する条例」では、「大切な子どもの権利」として、安心して生きること、個性が尊重されること、自分で決めること、思いを伝えること、かけがえのない時を過ごすこと、社会の中で育つこと、支援を求めること、が定められています。国としては、こども基本法を2023年4月から施行していますが、その17年以上前に豊島区では、子どもの権利条例を定めていることは、それだけ豊島区が、子どもの権利保障を重要視していたからともいえます。

そして、条例22条に基づき、子どもの権利侵害の救済・回復を図るために区長の附属機関として設置された公的第三者機関が、豊島区子どもの権利擁護委員です。

そうしたなか、この1年あまり、子どもの権利擁護委員としての活動を通して、相談室に寄せられる子どもおよび子どもに関わっている方(保護者等)の声に触れてきました。その都度、「子どもの権利」「子どもの意見表明」を取り巻く状況を強く意識させられ、「子どもの権利」がどこまで浸透しているのか、理解が広まっているのか、と思わずにはいられません。

もちろん、条例が制定されてからの19年という歳月は長く、社会情勢も世の中も大きく変化し、日本では少子高齢化も加速しています。先行きの見通しができにくい時代となっているのも事実です。しかし、だからといって、「子どもの権利」がないがしろにされて良いわけではありません。

むしろ、子どもであっても一人の人間、一人の市民として尊重され、その権利が保障されなければなりません。だからこそ、(遅ればせながらも)こども基本法も施行にいたっています。

条例や法律は、施行して終わり、ではなく、その中身に息を吹き込み、実効性を持たせることがなければ意味を成しません。

子どもだから我慢するのではなく、子ども時代から、きちんと権利が保障され、一人の人間として生きていくことができるこそが、社会の中で求められています。声を出しにくい、あげづらい状況にある子どもたちが、安心して自分の思いを表明し、そうした思いを無条件に受け止められる地域や社会が、今、切実に求められています。

子ども自身が自分の権利を自覚できるように、子どもの権利擁護委員として、丁寧に取り組んでいきます。

豊島区子どもの権利擁護委員 林 大介



※豊島区子どもの権利擁護委員のイラスト制作

ペンネーム: のれんさん(中高生センタージャンプ長崎利用者)

I 豊島区子どもの権利擁護委員の概要

1. 豊島区子どもの権利に関する条例

「豊島区子どもの権利に関する条例」は、平成 18 年 3 月に制定されました。この条例には、子どもが持つ大切な権利や、子どもの権利を守るために、子どもに関わる人たちが果たすべき役割について定められています。

豊島区では、「豊島区青少年問題協議会」において、平成 13 年に青少年の参加・参画を推進する重要課題として、「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申しました。その後、平成 15 年には青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例」の制定が最重要課題と答申したことをきっかけに、子どもの権利条例の検討が始まりました。

制定にあたり、平成 15 年 12 月に「子どもの権利条例(仮称)検討委員会」を発足し、権利の主体である子どもをはじめ、様々な立場の方に意見を聞くことを目的にヒアリングを開始しました。また、検討委員会の委員長より起草部の立ち上げが提案され、公募区民を中心に原案を作り、委員会に提案していきました。ヒアリングの結果や豊島区子ども白書の資料をもとに、区民目線での自由な発想をもって進められ、条例の前文は、子どもが読んで分かるように、子どもに向けたメッセージにしました。

豊島区子どもの権利に関する条例 前文

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです

あなたのことは、あなたが選んで決めることができます

失敗しても、やり直せます

困ったことがあったら、助けを求めていいのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます

あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう

あなたという人は、世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

大切な子どもの7つの権利



2. 豊島区子どもの権利擁護委員

豊島区子どもの権利擁護委員は、豊島区子どもの権利に関する条例第 22 条により、子どもの権利侵害について迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、中立性・独立性を担保された区長の附属機関として、平成 22 年に設置されました。

子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行います。また、子どもの権利救済の申立てを受けた場合は、必要な調査及び調整を行い、関係者等に対して是正要請をしていく役割を担っています。

(1)子どもの権利擁護委員の職務

- ・子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- ・子どもの権利侵害に関する救済の申立てや自らの判断により、必要な調査及び調整を行うこと。
- ・必要があると認めるときは、関係する団体または個人に対して是正要請をすること。
- ・是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体または個人から報告を求めること。

(2)子どもの権利擁護委員の任命

任期 2 年(再任可)、定数 3 人以内とし、人権擁護に深い理解と熱意を持ち、人格に優れ、高い識見も有すると認める者を区長が任命します。

令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月の間に、任命されている委員は以下のとおりです。

氏名	所属等	委嘱期間
山下 敏雅	弁護士	平成 22 年 1 月～
佐賀 豪	弁護士	平成 26 年 12 月～
林 大介	大学教員	令和 6 年 4 月～

(3)子どもの権利擁護委員会議

権利擁護委員の職務執行の方針や相談ケースの対応、子どもの権利の普及啓発に関することなど、必要事項について決定する擁護委員会議を開催しています。なお、個別のケースに関する検討は会議以外にも随時行っています。

■令和 6 年度開催状況…全 24 回

3. ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)

(1)設置経緯

「豊島区子どもの権利に関する条例」第 23 条に規定する、子どもの権利侵害に関する相談及び申し立てに応じるため、令和 5 年 9 月 6 日に「としま子どもの権利相談室」を開設しました。「ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)」は、子どもの権利侵害の早期発見、または権利侵害からの救済・回復を図る相談窓口です。

(2)体制

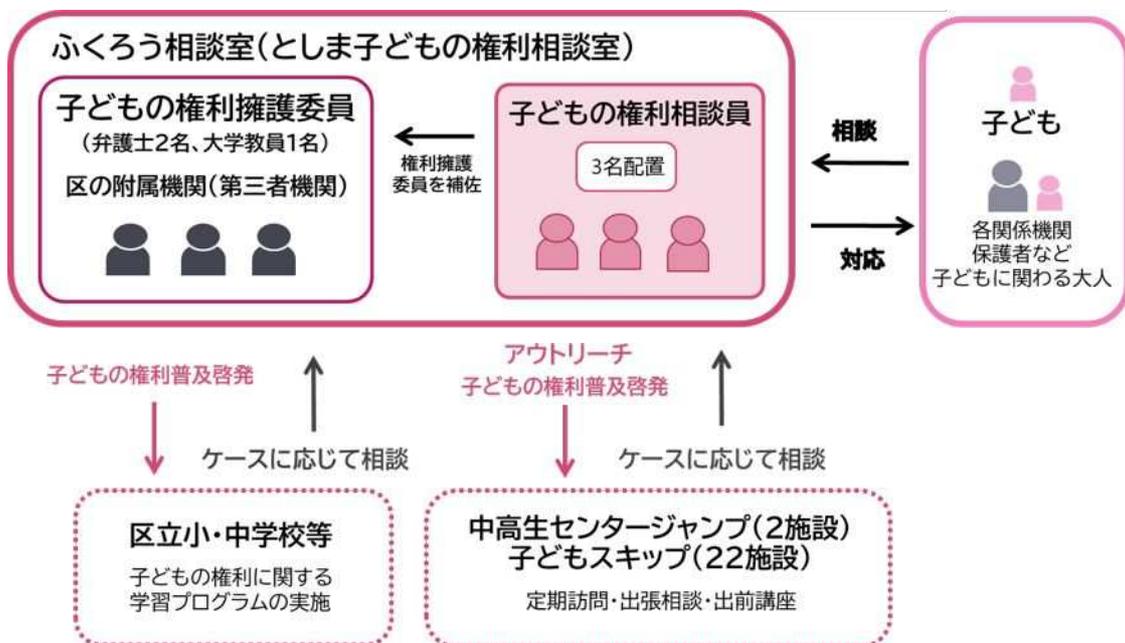
①豊島区子どもの権利擁護委員

②豊島区子どもの権利相談員

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保育士、教員、弁護士のいずれかの資格を有し、子どもに関わる相談等の実務経験が 3 年以上ある者。
- ・権利擁護委員の職務を補佐し、権利侵害に関する相談に応じ、調査・調整を行うこと。
- ・豊島区子どもの権利に関する条例や子どもの権利の普及啓発に関すること。

③事務局

- ・ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)の運営、他機関との調整等。
- ・子どもの権利に関する普及啓発に関すること。



(3)所在地 豊島区雑司が谷 3-1-7 千登世橋教育文化センター1階



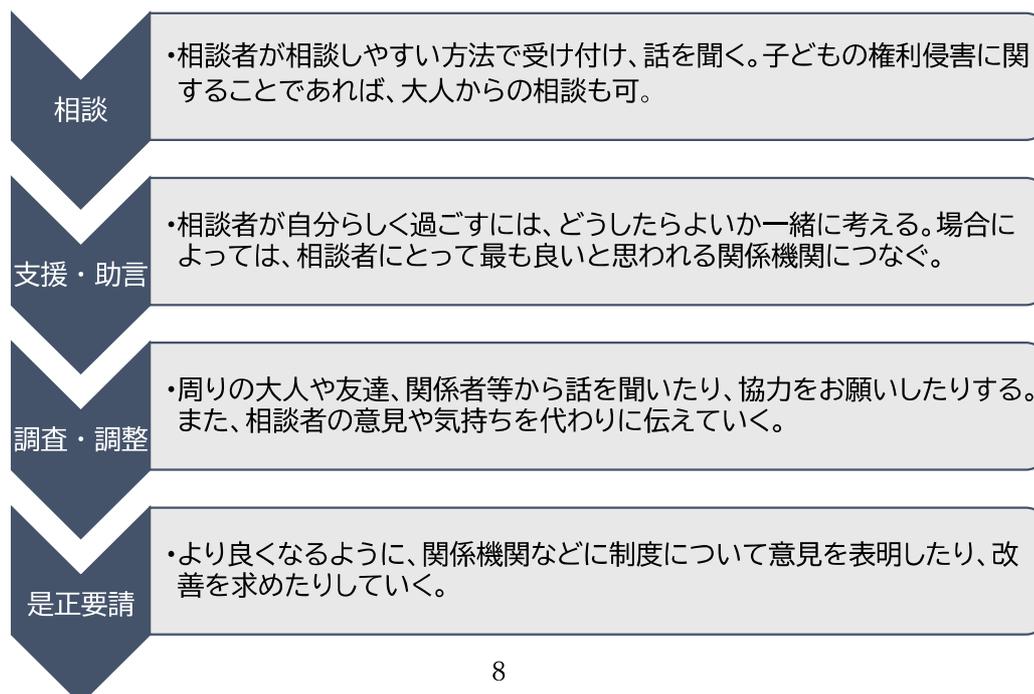
(4)相談対象

- 18歳未満の区内在住・在学・在勤する者
- 20歳未満で区内にある子どもに関わる施設に在籍している者
(子どもの権利侵害に関わることであれば、大人からの相談も可)

(5)相談方法

- 会って話す ・ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)や区施設で相談する。
- 電話をする ・【03-5985-9580】に電話をする。
- メールをする ・【kodomosoudan@city.toshima.lg.jp】あてにメールを送る。
・豊島区ホームページの Web フォームからメールを送る。
- 手紙を書く ・ふくろう相談室あてに送る (豊島区雑司が谷 3-1-7)。
・区長あての子ども版広聴レター「子どもレター」を使って送る。

(6)相談の流れ



(7)ふくろう相談室の様子

相談に訪れた子どもがリラックスしてお話ができる空間となるように、相談スペースにはソファやぬいぐるみを設置しています。ふくろう相談室の趣旨にご賛同いただいたイケア・ジャパン株式会社様より、家具等をご提案、寄贈いただきました。



(8)豊島区子どもの権利に関する条例制定からこれまでの経緯

平成 13 年 3 月	豊島区青少年問題協議会が、青少年の参加・参画を推進する最重要課題として、「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申。
平成 15 年 2 月	豊島区青少年問題協議会が、権利の主体としての青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例」の制定が再重要課題と答申。
平成 15 年 12 月	「豊島区子どもの権利条例(仮称)検討委員会」発足
平成 18 年 3 月	「豊島区子どもの権利に関する条例」制定
平成 22 年 1 月	「豊島区子どもの権利擁護委員」設置(条例第 22 条)
平成 30 年 3 月	「豊島区子どもの権利委員会」設置(条例第 31 条)
令和 2 年 3 月	「豊島区子ども・若者総合計画」の一つとして、「子どもの権利推進計画」を策定し、子どもの権利侵害を予防・救済する相談窓口として、子どもの権利相談室の設置が重点事業としてあげられる。
令和 4 年 3 月	豊島区子どもの権利委員会が、豊島区における子どもの権利擁護施策について、「子どもの権利擁護の仕組みの構築により、権利相談・救済の手続きを整備すること」と答申。
令和 5 年 9 月	子どもの権利侵害の早期発見、権利侵害からの救済・回復を図る機関として、「としま子どもの権利相談室」開設。
令和 6 年 9 月	令和 6 年 6 月、区立の小・中学校に通う児童、生徒に相談室の愛称募集を行い、700 件を超える応募の中から投票を行ってもらい、愛称が「ふくろう相談室」に決定。
令和 6 年 9 月	令和 5 年度の相談室活動報告会を開催。
令和 7 年 2 月	子どもたちの大切な権利を守るふくろう相談室のキャラクターに対して、区立の小・中学校に通う児童、生徒に投票を行ってもらい、キャラクターの名前が「マモろう」に決定。

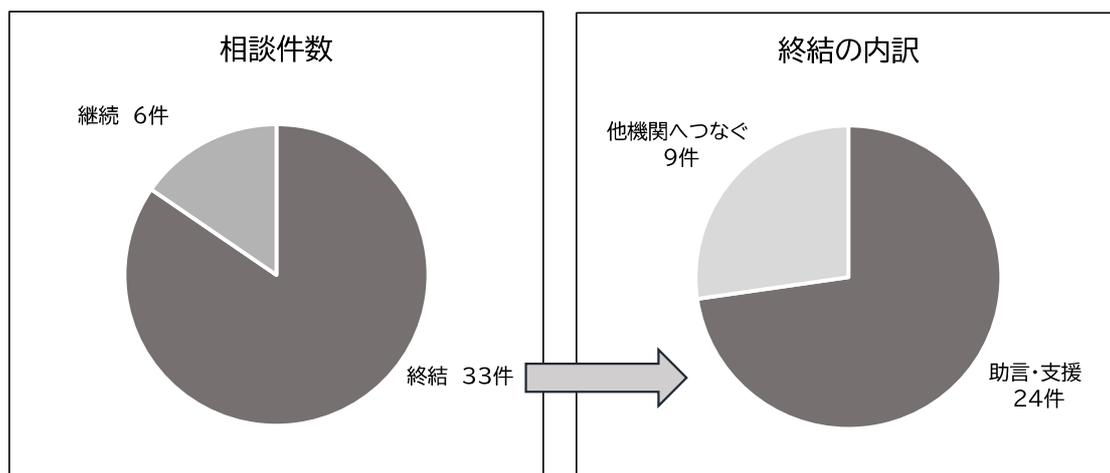
Ⅱ 令和 6 年度活動状況

1. 相談活動状況

■期間…令和6年4月1日～令和7年3月31日

(1) 相談件数

令和6年度の新規相談件数39件のうち、6件は令和7年度以降も継続して対応を行いました。33件は、助言や支援、他機関につなぐ等の対応により令和6年度中に終了しました。



■新規相談件数(月別)

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和6年度	4	6	1	4	4	0	3	5	4	4	2	2	39
令和5年度	—	—	—	—	—	4	8	6	3	2	3	2	28

(2) ふくろう相談室の活動回数

令和6年度の新規相談39件に、令和5年度からの継続相談5件を加えた44件に対して、令和6年度にふくろう相談室が活動した回数は1272回です。相談者とのやりとり、関係機関との調整等が含まれます。44件のうち、ほとんどのケースで2回以上活動しており、31回以上対応したケースも12件ありました。

■手段別活動回数

(単位:回)

活動手段	対面	電話	メール	手紙	合計
令和6年度	143	256	870	3	1272
令和5年度	114	210	118	3	445

■活動回数別の相談件数

(単位:件)

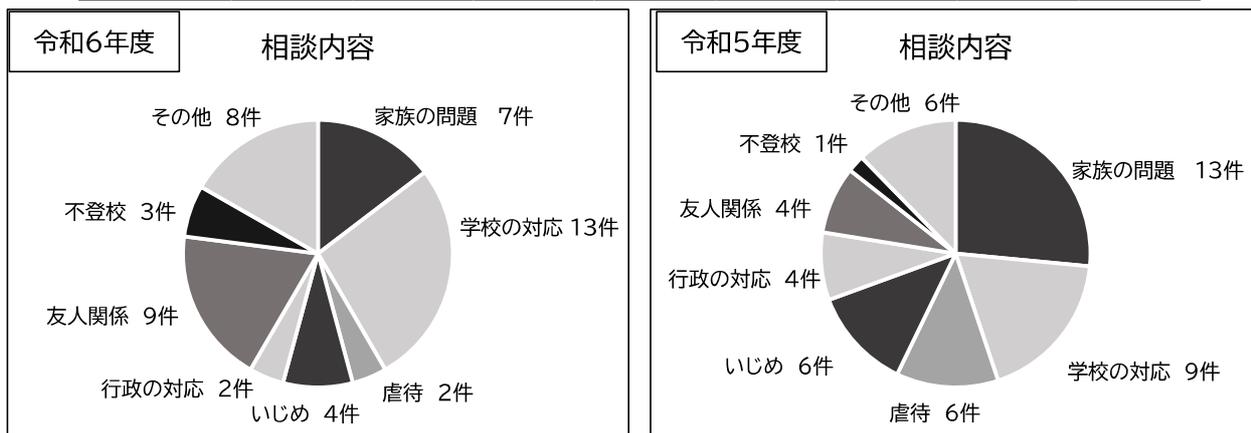
活動回数	1回	2~5回	6~10回	11~30回	31~50回	51回以上	合計
令和6年度	1	14	7	10	4	8	44
令和5年度	1	11	6	3	2	5	28

(3)相談内容

令和6年度の新規相談の内容で最も多かったのは「学校の対応」が13件、次いで「友人関係」が9件、「その他」を含めずに見ると、「家族の問題」が3番目に多い7件でした。

■相談内容 (単位:件)

	家族の問題	いじめ	虐待	行政の対応	学校の対応	友人関係	不登校	その他
令和6年度	7	4	2	2	13	9	3	8
令和5年度	13	6	6	4	9	4	1	6



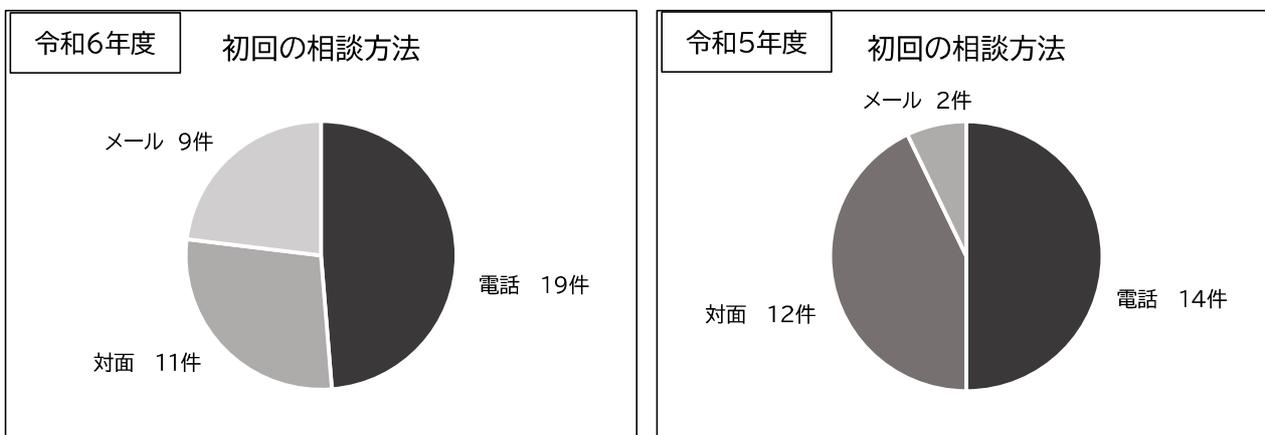
※相談内容が複数に該当する場合はそれぞれの項目でカウントしています。

(4)初回の相談方法

令和6年度の新規相談のうち、初回の相談方法は「電話」が最も多く19件、次いで「対面」が11件です。令和5年度に比べ、メールで初回の相談を受ける割合が多くなっています。電話やメールでの相談であっても、6割以上のケースは、その後対面で相談者のお話を聞き、対応しています。

■初回の相談方法 (単位:件)

	電話	メール	対面	手紙	FAX
令和6年度	19	9	11	0	0
令和5年度	14	2	12	0	0



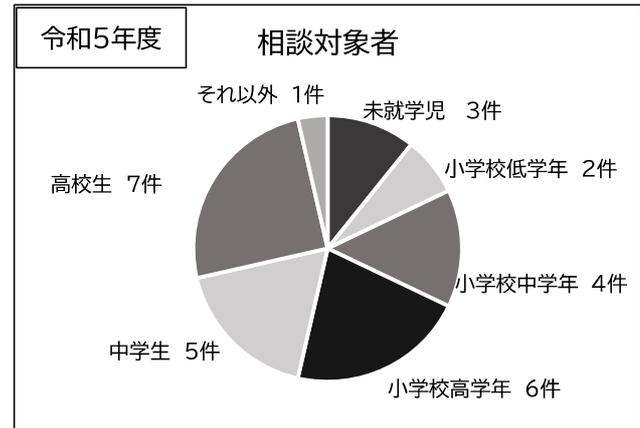
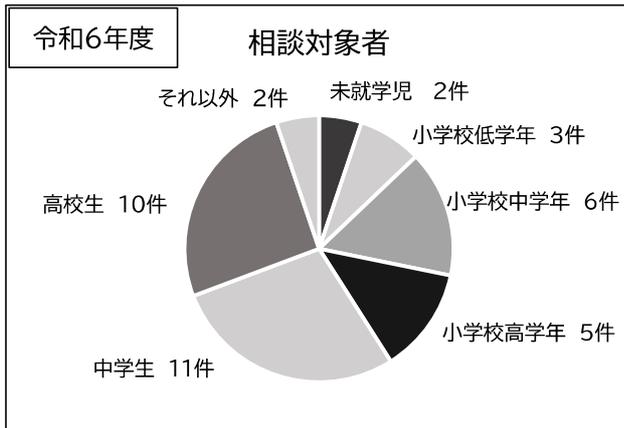
(5)相談対象となる子どもの所属

令和 6 年度の新規相談のうち、相談の対象となる子どもの所属は「小学生」が最も多く 14 件、次いで「中学生」が 11 件、「高校生」が 10 件でした。

■子どもの所属

(単位:件)

	未就学児	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学生	高校生	それ以外
令和 6 年度	2	3	6	5	11	10	2
令和 5 年度	3	2	4	6	5	7	1



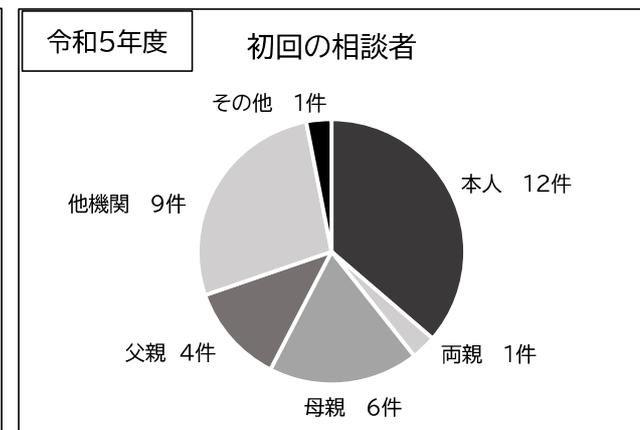
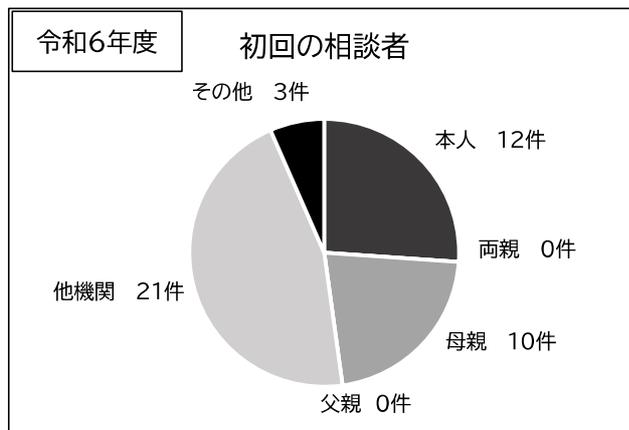
(6)初回の相談者

令和 6 年度の新規相談のうち、初回の相談に本人が来たケースは 12 件ありました。他機関から相談につながる割合が増加しており、保護者が同伴する場合、もしくは保護者のみで相談に来るケースもありました。

■初回相談者

(単位:件)

	本人	両親	母親	父親	他機関	その他
令和 6 年度	12	0	10	0	21	3
令和 5 年度	12	1	6	4	9	1



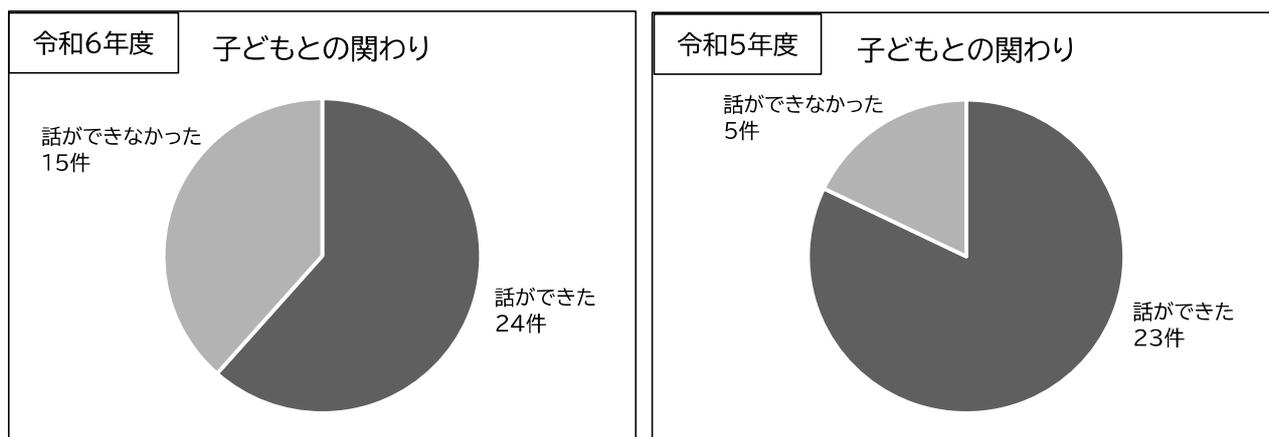
※複数に該当する場合はそれぞれの項目でカウントしています。

(7)子どもとの関わり

令和6年度の新規相談のうち、相談の過程で子どもと関わる事ができたのは24件ありました。子どもに関わる大人からの相談の場合、6割以上がその後直接子どもと接触し、話を聞くことができました。

■子どもとの関わり (単位:件)

	話ができなかった	話ができなかった
令和6年度	24	15
令和5年度	23	5



(8)申し立て状況

令和6年度の救済の申し立ては、ありませんでした。

(9)アウトリーチ

子どもに関わる施設に、子どもの権利擁護委員や子どもの権利相談員が出向いて、子どもたちとの関係性を築き、安心して相談することができるよう、アウトリーチ活動を実施しました。子どもの権利侵害の早期発見、早期改善につなげています。

■令和6年度活動実績

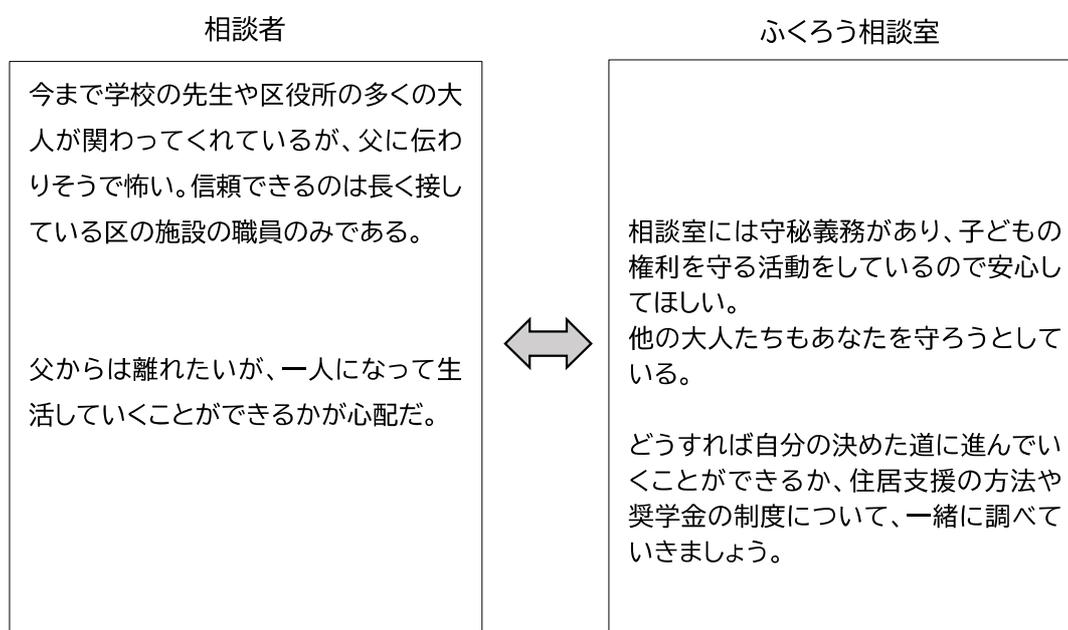
中高生センタージャンプ 26回

2. 対応事例

相談例① 個人を特定できないよう、複数の事例から構成し、内容も変更して紹介しています。

相談者	本人	子どもの所属	中高生	相談方法	電話・対面
相談の主な内容	心理的虐待の保護者から離れて自立したい				
<p>「父の言動が威圧的で辛い。何かあるとすぐ出ていけと言われる。家を出たい」と相談が入った。もう我慢できないので、高校卒業前だが家を出たいと言う。本人は将来の夢に向けて、大学へ進学して資格を取得したいと考えている。しかし現実には、実家を離れた後に食費・住居費・学費をどのように工面するのか、目途は全く立っていない。自分の決めた道に進みたいと強く思っている。</p>					

【相談者とのやりとり】



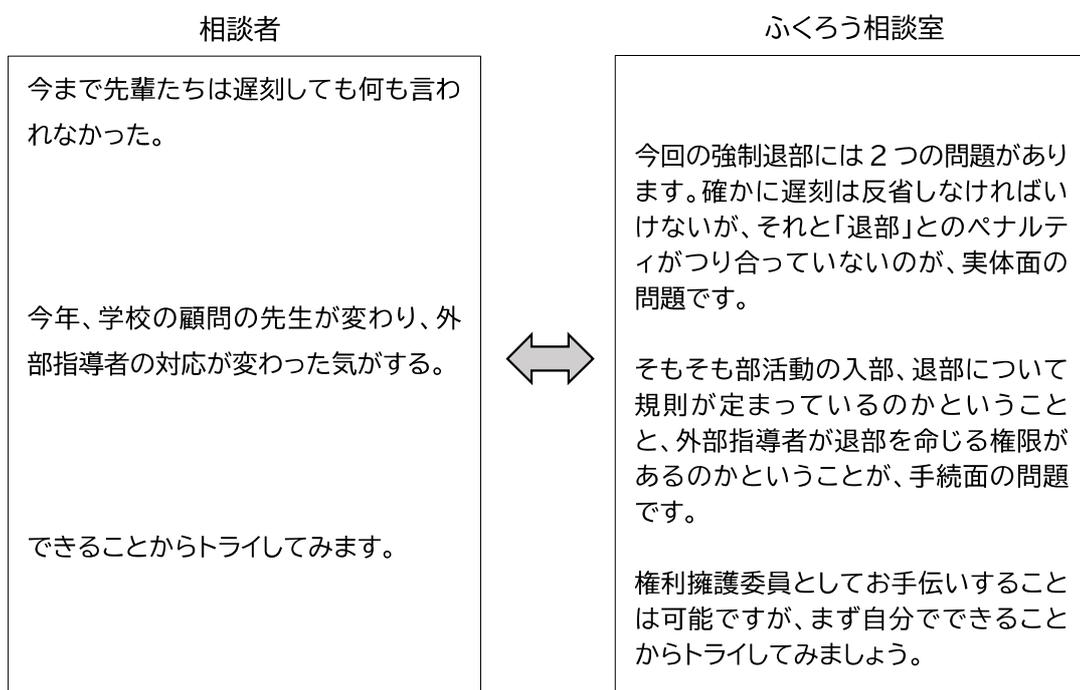
【調整の概要】

それからは、長く接している区の施設の職員、子ども家庭支援センターの相談員、こども担当の弁護士、相談室の権利擁護委員などの大人が力を合わせ、本人と共に、父から離れて自活できる道を模索し続けた。半年後に本人は自立支援のための施設への入所が決まり、奨学金を学資に充てて大学へ無事に進学することができた。アルバイトで生活費を賄うので忙しいが、穏やかに充実した日々を送っている。

相談例② 個人を特定できないよう、複数の事例から構成し、内容も変更して紹介しています。

相談者	本人	子どもの所属	中高生	相談方法	対面
相談の主な内容	学校の運動部の活動での外部指導者とのトラブル				
<p>学校の運動部に所属している。2 か月前の休日に部活動の遠征があった時、寝坊してしまい集合時刻に 2 時間遅れてしまった。1 か月前に遠征した時は、電車が遅延した影響により集合時刻に 20 分遅れてしまった。すると先日、学校の外部から派遣されている部活動の指導者に、「遅刻が多いので退部しなさい」と言われた。納得することができない、これからも部活動を続けたい。</p>					

【相談者とのやりとり】



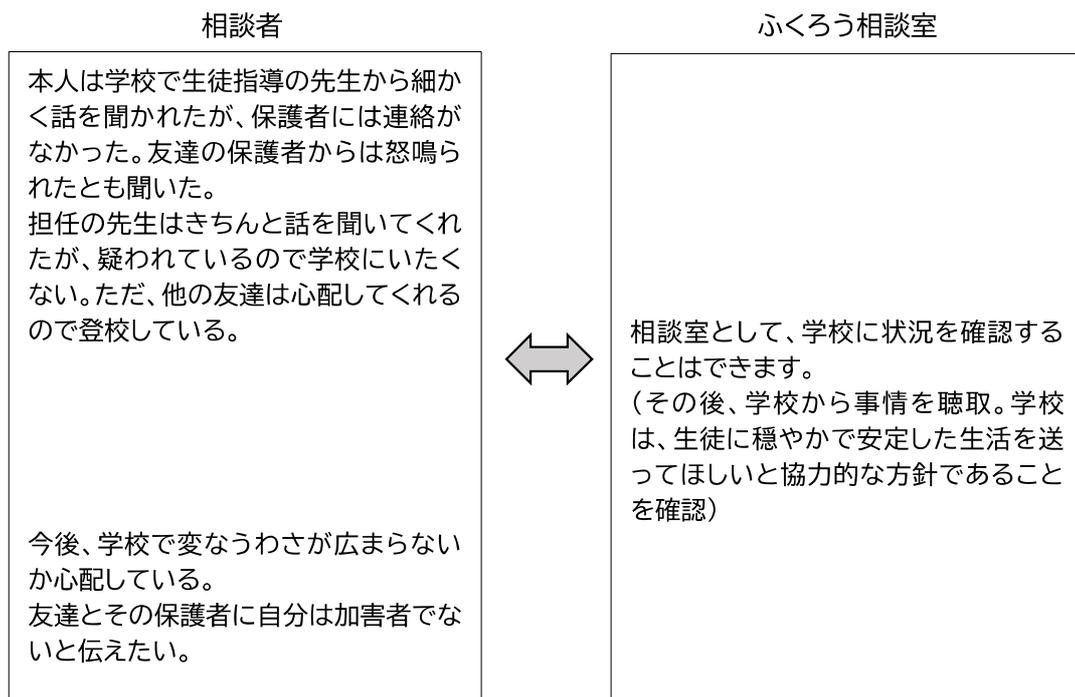
【調整の概要】

権利擁護委員は、①自分より大きいもの、強いものと闘う時は、一人で動かず、意を同じくする人たちと一緒に動くこと、②外部指導者、部活動の顧問の先生と話がつかなければ、学校の校長・副校長、場合によっては教育委員会などの上部の組織に話を持っていくこと、③口頭のみで対応するのではなく、文書で提出することも有効である、と説明した。その後しばらくして本人から入った報告によると、部員全員で話し合いを行い、外部指導者に対する要望をまとめたうえで、部員全員が退部をかけて外部指導者に抗議したということであった。その結果、退部は取り消され、全員が部活動に邁進する毎日を送っている。

相談例③ 個人を特定できないよう、複数の事例から構成し、内容も変更して紹介しています。

相談者	本人・両親	子どもの所属	中高生	相談方法	電話・対面
相談の主な内容	SNS による友達とのトラブルと、それに対する学校の対応への不満				
<p>本人を名乗る SNS の投稿内容がきっかけとなりトラブルになった。本人は否定したが、周囲から信用してもらうことができず、本件に対する学校の対応にも不満がある。疑いを晴らしたい。</p>					

【相談者とのやりとり】



【調整の概要】

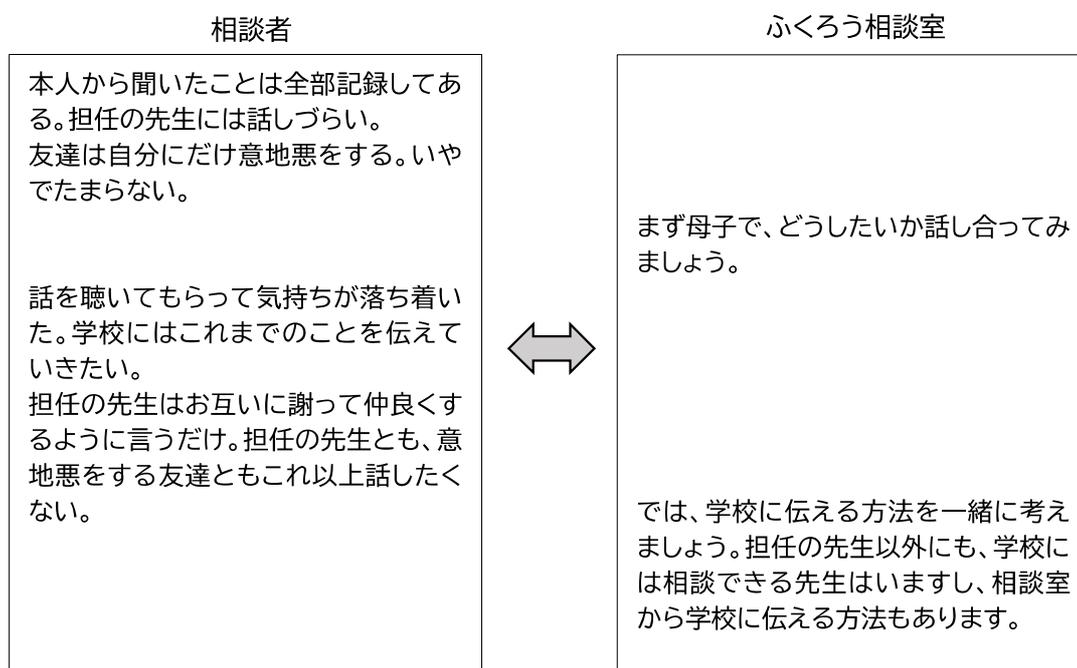
権利擁護委員は面談で、SNS 上のトラブルに関しては身の潔白を晴らすことが現実的には難しいことを説明したが、その後、偶然にも本人の身の潔白は晴らされた。

しかし、本人が一度加害者的な扱いを受けたつらさが癒されなかったもので、その点について、学校側とトラブルになった相手方の生徒との調整について助言を行い、調整がつかなかった場合には学校側に調整活動を行うとした。最終的には、学校側が話し合いの場を設定し、本人の気持ちの整理が実現することができた。

相談例④ 個人を特定できないよう、複数の事例から構成し、内容も変更して紹介しています。

相談者	本人・母親	子どもの所属	小学生	相談方法	メール・対面
相談の主な内容	他児とのトラブルについて、学校への対応のしかたがわからない				
<p>本人から「会って相談したい」と相談室にメールが入った。「初めてのクラス替えで一緒になった友達から意地悪をされている。いやなことを言われたり、一緒に遊んでいる友達を横取りされたりすることがずっと続いている。その友達はクラスの中のリーダー格で積極的なので、何も言えずに我慢してきたがもう限界。担任の先生には相談しにくい。」母も困惑しており、2人での相談を希望した。</p>					

【相談者とのやりとり】



【調整の概要】

学校でふくろう相談室のカードが配られ、すぐに相談を希望して来室した母子は、悩み抜き憔悴していた。今までは学校で意地悪されたことを母子で共有し悶々としていたが、相談員を前にお互いの正直な気持ちを吐露したことで、今後の対応をどうするかという次のステップに踏み出すことができた。その後、本人の承諾のもとで、母は元の担任の先生に状況を伝え、学年として問題を共有してもらうことができた。現在、本人は安心して学校に通っている。

Ⅲ 相談室活動報告会

1. 令和5年度活動報告会

日時: 令和6年9月22日(日) 14時~16時

場所: 豊島区役所本庁舎1階 としまセンタースクエア

内容: 第1部 活動報告

- ・子どもの権利擁護委員、子どもの権利相談員の紹介
- ・子どもの権利相談室の概要
- ・活動状況報告
- ・事例紹介
- ・相談室愛称発表

第2部 講演

講師…半田 勝久氏(日本体育大学教授、豊島区青少年問題協議会委員、
小金井市子どもオンブズパーソン)

テーマ: 子どもの権利を基盤とする相談アプローチとは
—子どもの権利擁護委員制度の特質と意義—



令和 5 年度 としま子どもの権利相談室活動報告会での半田勝久先生の基調講演を受けて

令和 6 年 9 月に開催された「令和 5 年度 としま子どもの権利相談室活動報告会」では、日本体育大学教授の半田勝久先生に、各地方自治体での子どもの権利相談事業に関する取り組み、特に、権利擁護委員制度(子どもオンブズパーソン)が、子どもの権利に関する相談、救済活動にどのような役割を担うのかについて基調講演を頂戴した。

半田先生は、世田谷区子どもの人権擁護委員をはじめ、名古屋市、小金井市、武蔵野市で子どもオンブズパーソンの活動に参画され、子どもオンブズパーソンに関する様々な自治体での取り組みについてもっとも精通している人物である。豊島区では青少年問題協議会の委員に委嘱されている縁で、令和 5 年度の活動報告会にご登壇頂いた。

半田先生は、まず、子どもがどのような悩みを日常的に抱え、そのような悩みを相談すること自体が、子どもにとってそもそもハードルが高い現状があり、学校現場や自治体の相談窓口だけでは、子どもの社会生活と密接に関与する機関であることや、相談から救済にまで繋げていく権能をもたないなどの要因から、子どもの相談へのハードルがさらに上げられてしまう現状もあり、子どもの相談のハードルを下げる相談・救済機関として子どもの権利擁護委員の役割がとても重要であることを説明された。そして、子どもの権利擁護委員がかような役割を担える理由として、子どもの権利擁護委員が子どもの権利を基盤とした対話的アプローチを実践していることにあると説明された。

そして、子どもの権利擁護委員は、子どもの相談・救済機関として、相手方を処罰・処分する権限を有するのではなく、子どもの置かれた環境の改善のために執行機関や関係当事者に働きかけていくことで(対話)、相互理解・相互承認のもと解決に向けた合意形成を促すことができる点が中心的な機能であるとまとめられた。

令和 5 年 9 月にとしま子どもの権利相談室が立ち上がり、年度末までの半年間の活動報告を行う報告会で聴いた半田先生の基調講演での子どもの権利擁護委員の役割論というのは、この半年間、子どもを中心として、どういう改善が望ましいかに関係機関、保護者だけではなく、子どもとも一緒にになって考えていくスタイルで活動してきたこととまさにマッチしていた活動であったように感じられた。相談室ができた当初は、関係機関の連絡方法についてすら、どのように連絡をするのかを権利擁護委員、相談員、事務局といろいろと議論して検討した日々があったことを半田先生の基調講演を聴く中で、走馬灯のように思い出し、苦笑いが止まらなかった。試行錯誤の連続であったが、子どもを中心とした解決とはどうあるべきなのかの問いに対して、大人が苦悩した証であったようにも感じた。

半田先生の基調講演の内容を受け、改めて、子どもの権利相談・救済機関として、どの相談であっても、子どもがその相談に至るまでの高いハードルを乗り越えて我々にたどり着いてくれたことを忘れずに権利擁護活動を続けなければならないという想いを新たにした次第である。

最後に、ご多忙の折にもかかわらず、としま子どもの権利相談室の令和 5 年度活動報告会の基調講演に快くご登壇いただいた半田先生に深く感謝申し上げ、筆を置きたい。

豊島区子どもの権利擁護委員 佐賀 豪

IV 普及啓発活動

(2)考えてみよう！「子どもの権利」学習パンフレット(小学4～6年生向け)

「豊島区子どもの権利に関する条例」学習パンフレット(小学4～6年生向け)

考えてみよう！「子どもの権利」

条例では、子どもみなさんの大切な権利を守ることで、みなさんが安心して、自分らしく生活していくことを目指して「豊島区子どもの権利に関する条例」をつくりました。

小学校 年 組 名前

豊島区・豊島区教育委員会

2 みなさんは、どんな権利をもっていますか？

この条例では、いろいろな大切な子どもの権利について認めています。自分に当てはめて、考えてみましょう。

安 心して生きること

どんな理由があっても、ぼうやいじめで心や体をきずつけられたり、さべつを受けたりはあってはいけません。
みなさんは、ぼうやいじめ、さべつから心や体を守られ、安心して過ごすことができます。
あなたが、「勇気や涙で大切にされている」と感じるのは、どのようなときですか？

個 性が尊重されること

みなさんは一人ひとりちがいで、一人ひとりのちがいを個性といえます。
みなさんは一人ひとりがかけがえのない人として、個性をおたがいに大切にしながら、自分らしく成長することができます。
また、人に知られたくないことやひみつは守られなくてはいけません。
人とちがっていても、そのまの自分でいいんだよ。

あなたの「自分らしさ」とはどんなところだと感じますか？
友だちに聞いてみましょう。



(3)みんな知っているかな？豊島区子どもの権利に関する条例 マンガ版パンフレット

みんな知っているかな？

豊島区子どもの権利に関する条例

SDGs 実施方針と目標

GOALS

4 質の高い教育をみんなに

10 人や国を超えてつなぐ

16 平和と正義

思いを伝えること

自分の気持ちを伝えよう！

子どもは、自分の思っていることや考えたことをおとなに伝えることができます。その意見は「子どもだから」と軽く扱われることはありません。
また、自分の思いを自由に表現したり、仲間と集まって活動することができます。

豊島区子どもの権利に関する条例第9条より



(4)みんな知ってるかな？豊島区子どもの権利に関する条例 PR 動画



(5)ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)周知用カード
(区立小・中学校、関係機関に配布)

<p>あなたが自分らしく、楽しく毎日過ごすことができるように、 どうしたら良いか一緒に考えます！ <small>この番号からFAXも送れます</small></p> <p>相談用電話 03-5985-9580</p> <p>開室時間 火～金曜日 10:00～17:45 (月・土・日・祝日・12月29日～1月3日はお休み)</p> <p>〒171-0032 豊島区雑司が谷3-1-7 千登世橋教育文化センター1階</p> <p>なやみフリーダイヤルからも相談できるよ</p> <p>電話番号 0120-618-471 (お金はかかりません) 平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00</p>	<p>ふくろう相談室 (としま子どもの権利相談室)</p>  <p>ともだち 友達のこと げんごう 学校のこと おうちでのこと からだ 体のこと あなたのお話をゆっくり聞くとよ</p>
--	--

<p>色々な どうたん 方法があるよ</p> <p>会って どうたん 電話やメールで場所と日にちなど、希望を言って予約しましょう。</p> <p>メールで どうたん メールアドレスから入力して送れるよ E-mail kodomosoudan@city.toshima.lg.jp 右のQRコードから送信フォームにつながります。</p> <p>手紙で どうたん 区長あてのお手紙「子どもレター」をつかって、相談室あてに手紙を書くこともできるよ。 「ふくろう相談室へ」って書いてね。</p> <p>電話やFAXで相談したい人は裏面を見てね!</p>	<p>みんなへの大切なメッセージ!</p> <p>「豊島区子どもの権利に関する条例」平成18年4月1日施行</p> <p>子どものみならず、あなたの人生の主人公は、あなたです。あなたのことは、あなたが選んで決めることができます。失敗しても、やり直せます。困ったことがあったら、助けを求めていいのです。あなたは、ひとりではありません。私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます。あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう。あなたという人は、世界でただ一人しかいません。大切な、大切な存在なのです。</p> <p>ぜひ、読んでみてね!</p>  <p>条例前文より</p>
--	--



(6)ふくろう相談室(としま子どもの権利相談室)周知用リーフレット
(区立小・中学校、関係機関に配布)

● まわりの人(親、友達、先生など)に
言えない

● 自分でどうしたらいいのかわからない

● 誰かに聞いてもらいたい・相談したい

こんなときは、相談しづらいけど、
相談するのを、うまく伝えるがなって言ったり、
だいたいは話さなくてもいいとわかって言ったり、
不安な気持ちでいっぱいだと言われたり、
相談室は、少しでもみんさんのお役に立ちたいと思っています。

あなたが自分らしく、楽しく
毎日が過ごせるよう、
どうしたらいいのかわからない
教えてください。

相談室にどうやって連絡するの？

03-5985-9580

相談室の受付時間
平日 17時～22時
土曜 10時～17時
日曜 10時～17時
休日はお休みです。

● 会って話す
● メールする
● 手紙をかく (FAXもOK)

ふくろう
相談室
としま子どもの権利相談室



としま区
豊島区

どんなことを相談
していいの？

● 友達のこと
● 学校のこと
● おうちのこと
● からだのこと

相談したらどうなるの？

① 相談する
②一緒に考える
③調べる・協力をお願いする

もっとよくするために、関係する施設
などに、**相談について**お願いを言ったり、**改善を求めたり**できるよ。

相談室では、
名前を言わなくても、
だいじょうぶ、
よくしてくれ、まもるよ。




3. 子どもの権利に関する学習プログラム

(1) 子どもの権利出張講座

子どもの権利擁護委員や子どもの権利相談員が希望する区立小・中学校において実施する出張講座です。普段子どもの相談を受けている立場から、子どもの大切な権利について、事例を交えながら紹介を行います。一人ひとりが生まれながらに持つ権利について学びました。



■令和 6 年度実績…14 校

学校名	実施日	学年	学校名	実施日	学年
西巣鴨小学校	4/30(火)	6 年生	巣鴨小学校	9/12(木)	6 年生
高南小学校	5/2(木)	6 年生	要小学校	9/24(火)	5 年生
富士見台小学校	5/23(木)	6 年生		2/18(火)	1 年生
清和小学校	6/13(木)	6 年生	豊成小学校	9/25(水)	6 年生
池袋第三小学校	7/6(土)	6 年生	仰高小学校	12/7(土)	6 年生
朝日小学校	7/17(水)	6 年生	椎名町小学校	1/29(水)	6 年生
千早小学校	9/3(火)	6 年生	目白小学校	2/13(木)	6 年生
千登世橋中学校	9/7(土)	選択制			

【出張講座に参加した児童からの主な感想】

・一人ひとりのみんなの人権が守られていることを知りました。子どもの人権は大切に、自分は人生の主人公で、いつでも周りに相談することができると知りました。

・子どもも大人と同じように人権があることを知りました。自分の人権だけでなく、友達の人権も大切にしていきたいと思いました。困っている友達がいたら相談に乗れるようになりたいと思いました。

・豊島区は全国の自治体の中でも早い段階で子どもの権利に関する条例が作られたことを聞き、大人が子どもたちのためにいろいろと動いてくれたことを知りました。

(2) CAP ワークショップ

子どもが心身を傷つけられた時の SOS の出し方などを、ロールプレイング形式で学ぶワークショップです。また、子ども向けだけでなく、大人向け(保護者・教職員)もあわせて開催し、子どもが暴力を受けたときに手助けするための方法などを、講義や参加者同士の話し合いなどを通して、体験します。

■令和 6 年度実績…令和 6 年度は実施希望無し

4. 展示

■図書館展示(10月～11月)

子どもの権利に関する図書の紹介とともに、「豊島区子どもの権利に関する条例」の内容を紹介しました。



■人権パネル展(12月)

毎年12月4日～10日の人権週間にちなみ、子どもの権利に関する区の実践を紹介するパネル展を実施しました。



■まるごとミュージアム展示(11月)

11月の「としま子ども月間」にあわせて、庁舎内の通路である回廊を利用したミュージアムに、子どもの権利に関するパネルを展示し、来庁者へ周知を行いました。



5. としま出前講座

区内で活動しているグループ・団体でご希望の方には、子どもの権利相談員が地域に出向き、子どもの権利に関する講座を実施しています。ご希望の方は、豊島区ホームページ「としま出前講座」より、お申込みいただくことができます。

■令和6年度実績…1回

日時:令和6年11月16日(土) 10時

場所:区民ひろば豊成

テーマ:豊島区子どもの権利に関する条例について～子どもに関わる大人の役割を考えよう～

6. 研修、講演会などを通じた普及啓発

「子どもの権利」および「豊島区子どもの権利に関する条例」の理解を深め、条例に規定している「大人の役割」が広く浸透することを目的に、研修や講演会などを通じた普及啓発に取り組んでいます。

(1) コミュニティソーシャルワーカー事業講演会

日時: 令和6年12月12日(木) 14時～16時

場所: としま区民センター 6階会議室

テーマ: 大人が学ぶ子どもの権利～としま子どもの権利相談室の取り組みから～

(2) 豊島区青少年育成委員会連合会情報連絡研修会

日時: 令和7年2月5日(月) 10時

場所: 雑司が谷地域文化創造館会議室、ふくろう相談室

テーマ: としま子どもの権利相談室の概要・活動状況について



(3) 特別研修(区職員対象)

日時: 令和7年2月18日(火) 13時30分～15時

場所: 豊島区役所本庁舎1階 としまセンタースクエア

講師: 社会福祉法人子どもの虐待防止センター 山口有紗氏

テーマ: 子どものウェルビーイングをつくるもの 一きょうから豊島区でできること



(4) eラーニング(区職員対象)

配信期間: 令和6年7月～令和7年3月

テーマ: 子どもの権利

対象: 全職員

7. 他自治体からの視察受入

日程	視察団体
令和6年5月21日	長岡市議会
令和6年5月22日	奄美市議会
令和6年5月28日	豊島区議会
令和6年8月21日	北九州市議会
令和6年10月3日	江東区こども未来部こども家庭支援課
令和6年11月14日	中野区議会
令和6年12月13日	富士市教育委員会学校教育課

8. 会議、シンポジウム等への出席

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋

日程:令和7年2月23日(日)

場所:ウインクあいち(名古屋市)

内容:第6分科会(子ども条例分科会)にて区の取り組みを報告

テーマ:子どもの権利条例に基づく豊島区の取り組みとこれからの展望

—子どもたちの幸せな未来のために—

9. その他のイベントへの出展

(1)サンシャインシティプレーパーク

日程:令和6年11月2日(土)

場所:サンシャインシティアルパ 1F 南3入口外側エリア

内容:①みんなの思いを気球に乗せて～「子どもの権利」について考えよう！～

②権利相談室のキャラクターデザイン、名前投票

③子どもの権利缶バッジプレゼント



(2)子どもの権利条約フォーラム 2024in 東京

日程:令和6年11月9日(土)、10日(日)

場所:立教大学池袋キャンパス

内容:ワークショップへの出展

テーマ:みんなの思いを気球に乗せて～「子どもの権利」について考えよう！～

V 參考資料

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利の普及（第4条）

第3章 大切な子どもの権利（第5条—第12条）

第4章 子どもの権利の保障

第1節 区による保障（第13条—第15条）

第2節 家庭における保障（第16条）

第3節 子どもにかかわる施設における保障（第17条）

第4節 地域における保障（第18条）

第5章 子どもの参加（第19条—第21条）

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復（第22条—第28条）

第7章 子どもの権利に関する施策の推進（第29条—第36条）

第8章 雑則（第37条）

附則

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです

あなたのことは、あなたが選んで決めることができます

失敗しても、やり直せます

困ったことがあったら、助けを求めていいのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます

あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう

あなたという人は、世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけではなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。

それを手助けするためには、子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携え

て社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別をなくし、誤った思い込みを改め、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくることが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心を持つ必要があります。そして子どもは、おとなや子ども同士のかかわりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子どもたちにとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限りない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に通じる理念にほかならないのです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。
- (3) 子どもにかかわる施設 豊島区（以下「区」といいます。）の区域内（以下「区内」といいます。）にある児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいいます。
- (4) 区民 区内に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいいます。

- (5) 区民等 区民及び区内に滞在する者（通過する者を含みます。）をいいます。
- (6) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいいます。

（責務）

第3条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの成育について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。
- 3 子どもにかかわる施設の設置者、管理者、職員等（以下「施設関係者」といいます。）は、子どもにかかわる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。
- 4 区民等は、家庭、学校又は地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。
- 5 事業者は、区の施策に協力し、雇用又は所属している子どもの権利を保障しなければなりません。

第2章 子どもの権利の普及

（子どもの権利の普及）

第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。
- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組を推進するため、としま子ども月間を設けること。
- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

第3章 大切な子どもの権利

（大切な子どもの権利）

第5条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

（安心して生きること）

第6条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。
- (2) 差別や偏見を受けないこと。
- (3) 心身を傷つけられないこと。

(4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

(個性が尊重されること)

第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- (2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。
- (3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。
- (5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

(自分で決めること)

第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自ら考えるところに従い、選んで決めるために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- (2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝えること)

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。
- (4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

(かけがえのない時を過ごすこと)

第10条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。
- (2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。
- (4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこと。

(社会の中で育つこと)

第11条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確実なものにすること。
- (2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。
- (3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。

(支援を求めること)

第12条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- (2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- (3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

第4章 子どもの権利の保障

第1節 区による保障

(区による保障)

第13条 区は、子どもの権利が侵害されそうになった場合又は侵害された場合には、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。

(環境の整備等)

第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (1) 生命や身体が守られる環境
- (2) 安全な食生活の環境
- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となれるような機会
- (6) 相談や援助の仕組み

(児童虐待防止に関する整備等)

第15条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制
- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制

(5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

第2節 家庭における保障

(家庭における保障)

第16条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、家庭を中心とした子どもの環境を確保し、愛情をもってその生命を守らなければなりません。

- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
- 5 保護者は、子どもが他の人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
- 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

第3節 子どもにかかわる施設における保障

(子どもにかかわる施設における保障)

第17条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。

- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
- 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
- 5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。
- 6 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
- 7 子どもにかかわる施設の管理者は、職員等にこの条例に定められた子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければなりません。

第4節 地域における保障

(地域における保障)

第18条 区民は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全・安心な地域の環境をつくり、その環境を守らなければなりません。

2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。

3 区民は、家庭、子どもにかかわる施設又は地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。

4 区民は、区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子どもに伝え、自らその範を示さなければなりません。

5 事業者は、自らこの条例に定められた子どもの権利をよく理解し、雇用又は所属している者にもよく理解させなければなりません。

6 事業者は、雇用又は所属している者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。

7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センターその他の関係機関に速やかに通告しなければなりません。

第5章 子どもの参加

(子どもの参加)

第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

(子どもの社会参加及び参画)

第20条 区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。

2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じなければなりません。

3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。

4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

(子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)

第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。

- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。
- 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(豊島区子どもの権利擁護委員の設置)

第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設けます。

- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者（ただし、規則で定める者を除きます。）から、区長が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができます。
- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合又は規則に定める事由に該当する場合は、その職を解くことができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をしなければなりません。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(擁護委員の職務)

第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。
- (4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。

(是正要請の尊重)

第24条 前条第3号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、かつ、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

(是正要請及び報告の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第23条第3号の是正要請及び同条第4号の報告を公表することができます。

(救済及び回復のための連携)

第26条 擁護委員は、子どもの権利侵害を予防し、子どもの権利侵害からの救済及び回復のために家庭、子どもにかかわる施設、地域、関係機関等との連携に努めなければなりません。

(活動状況等の報告及び公表)

第27条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表しなければなりません。

(庶務)

第28条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第7章 子どもの権利に関する施策の推進

(施策の推進)

第29条 区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。

(推進計画の策定)

第30条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

(豊島区子どもの権利委員会の設置)

第31条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織します。

3 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期

は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。

4 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。

5 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(権利委員会の職務)

第32条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

(1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。

(2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

(答申及び提言の尊重)

第33条 区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

(会長及び副会長)

第34条 権利委員会に会長及び副会長を置きます。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。

3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

(招集等)

第35条 権利委員会は、会長が招集します。

2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

(庶務)

第36条 権利委員会の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第8章 雑則

(委任)

第37条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。ただし、第6章及び第31条から第36条までの規定は、規則で定める日から施行します。

(平成21年規則第69号で、第6章の規定は、平成22年1月1日から施行)

(平成29年規則第67号で、第31条から第36条までの規定は、平成30年1月1日から施行)

○豊島区子どもの権利に関する条例施行規則

平成18年3月30日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年豊島区条例第29号。以下「条例」といいます。）第2条第1号及び第37条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めます。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

(子どもについて)

第3条 条例第2条第1号に規定する規則で定める者とは、年齢が18歳以上20歳未満で、条例第2条第3号に規定する子どもにかかわる施設に在籍などを行っている者をいいます。

(としま子ども月間)

第4条 条例第4条第2号に規定するとしま子ども月間は11月とします。

2 区は、としま子ども月間の趣旨にふさわしい事業を行います。

(としま子ども会議)

第5条 条例第20条第4項に規定するとしま子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、区長に提出することができます。

2 区長は、としま子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定めます。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行します。

ふくろう相談室

けんりそうだんしつ
～としま子どもの権利相談室～



〒171-0032 豊島区雑司が谷3-1-7 千登世橋教育文化センター1階

■相談専用電話 03-5985-9580